

## 経常建設共同企業体（甲型）の結成回数について

これまで道では、建設企業の合併等を促進させるための支援策の一つとして、経常建設共同企業体の結成回数について、水産土木工事では「同一支庁において、2回まで」、森林土木工事では「同一支庁において、1回まで。ただし一の支庁においては、2回まで」結成を認めてきたところです。

平成21年度以後の経常建設共同企業体（甲型）の資格審査における結成回数については、「継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する」といった経常建設共同企業体の本来の結成目的に鑑み、水産土木工事、森林土木工事ともに「支庁ごとに1回」とすることとしましたのでお知らせします。

具体的な例（支庁が発注する森林土木工事の資格を希望する場合）

A社がB社と結成したA・B経常JVの「資格審査申請書に記載した営業地域」が次の支庁である場合は...

石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	網走	胆振	日高	十勝	釧路	根室

A社がさらにC社と結成するA・C経常JVが新たに申請することが可能な支庁は...

石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	網走	胆振	日高	十勝	釧路	根室
×				×	×								

となります。（同一支庁での重複申請はできません。（水産土木工事においても同様です。））

平成21年度の経常建設共同企業体の資格審査の受付については、3月中旬を予定しております。

詳細については、決定次第お知らせします。